

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	あこう地域応援デジタル商品券事業	①物価高騰の影響を受ける市民の生活支援と地域内消費の下支えを図るため、市内事業者で利用可能なプレミアム付デジタル商品券を発行する。 ②プレミアム分及び事務費(委託料) ③計102,751千円 プレミアム分 80,000千円 事務費 22,751千円 ④市民及び市内事業者	R8.4	R9.3
2	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対策高齢者バス運賃助成事業	①物価高騰の影響を受ける高齢者の移動を支援するため、75歳以上の高齢者に1人当たり上限5,000円のバス助成券を交付する。 ②助成金、助成券印刷費用、案内送付費用 ③計2,634千円 バス助成金 2,500千円 助成券印刷費用 62千円 案内送付費用 72千円 ④75歳以上の高齢者	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策保育料軽減事業	①物価高騰の影響を受ける保護者を支援するため、市内保育所以外の特定教育・保育施設に在籍する児童(3歳児以上)の副食費の一部を補助する。(※教職員分は対象外) ②保護者への補助金 ③4,900円×12月×79人=4,646千円 ④保護者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策公立保育所給食材料費	①物価高騰の影響を受ける保護者を支援するため、市内保育所に在籍する児童(3歳児以上)の副食費の一部を減免する。(※教職員分は対象外) ②副食費減免相当額(交付金を随材料費に充当) ③4,900円×延べ987人=4,836千円 ④保護者	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策下水道使用料改定軽減事業	①下水道使用料の改定に際し、物価高騰の影響を受ける市民・事業者の経済活動に配慮し、従量使用料の各区分の単価をそれぞれ5円差し引いた額とする。(※公共施設分には充当しない。) ②下水道事業会計に繰出し、下水道使用料改定軽減に係る費用 ③軽減分 28,000千円 ④下水道事業会計への繰出しを通じた市民・事業者(公共施設は対象外)	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食費補助金	①物価高騰の影響を受ける保護者を支援するため、学校給食会に対し、給食費の無償化に要する食材費支援を行う。(※教職員分は対象外)(県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して充当する。) ②学校給食会への補助金 ③計96,381千円 (幼稚園) 298円×延べ79,740食+222円×延べ360食=23,843千円 (小学校) 337円×延べ331,568食+261円×延べ736食-5,200円×11月×1,806人=8,628千円 (中学校) 385円×延べ152,471食+309円×延べ501食=58,856千円 (特支小等部) 337円×延べ8,400食=2,831千円 (特支中等部) 385円×延べ5,775食=2,223千円 ④保護者及び赤穂市学校給食会	R8.4	R9.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策小中学校光熱費	①安定的な学校運営を継続するため、市内小学校・中学校の電気料金の高騰分に充当する。 ②光熱費(電気料金) ③(R8予算額)-(R3決算額) =78,443千円-42,707千円=35,736千円 ④市内小中学校	R8.4	R9.3